

公契約法の早期制定を求める意見書

国による地方交付税の削減、社会保障の歳出抑制などが、地方自治体の財政に大きな影響を与えている。加えて、世界金融危機による経済への大打撃を受けた日本では、派遣切りに象徴される非正規労働者をめぐる問題が、地方自治体においても官製ワーキングプアとして顕在化した。

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体においては、公共サービスの効率化、コストダウンが求められ、民間委託も進めているが、指定管理者制度や業務委託契約においては、入札の低価格競争のもと、労働者の賃金が最低基準を確保されない状況も生まれ、そこに従事する事業者や労働者の環境悪化を招いている。また、公共事業の減少とともに労務単価や労働賃金の引き下げが行われており、建設労働者の生活環境は、不安定なものとなっている。

1949年、国際労働機関（ILO）において「公契約における労働条項に関する条約」が決議されているが、日本政府はこの条約をまだ批准していない。

国は、2009年7月「公共サービス基本法」を施行したが、今後は、労働者の適正な労働条件の確保や労働環境の整備に必要な施策を行うなどの理念に基づき、一刻も早い実効性のある取り組みが必要である。

よって、国会及び政府においては、国際労働機関（ILO）「公契約における労働条項に関する条約」を速やかに批准するとともに、公共サービスの質の向上、労働者の適正な賃金の確保及び雇用環境を整備するため公契約法の早期制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員